

# 米国における アーカイブズ記述規則

## AACR2との関係を中心に

坂口 貴弘

(国文学研究資料館アーカイブズ研究系)

日本図書館研究会情報組織化研究グループ  
2009年10月月例研究会  
2009-10-17 於:大阪市立浪速人権文化センター

1

## 本発表の構成

1. はじめに
2. アーカイブズ記述とは
3. DACS制定の経緯
4. DACSの構成
5. DACSの記述要素
6. DACSの個別規定
7. まとめ

2

## はじめに

- DACSとは
  - Describing Archives: A Content Standard[1]
  - 米国アーキビスト協会(SAA)が2004年に制定した、米国アーカイブズ界の標準的記述規則
  - AACR2[2][3]に大きく依拠しつつ開発される
- 本日の発表
  - AACR2と比較しつつDACSの構成と規定を分析
  - アーカイブズに適した記述規則の要件の一端を明確化

3

## アーカイブズ記述とは 用語法

### □ アーカイブズ(archives)

史料:「個人または組織がその活動の中で作成または収受し、蓄積した資料で、継続的に利用する価値があるので保存されたもの」

(『文書館用語集』)[4]

- 「古文書」「史料」: 昔のものだけではない
- 「文書」: 紙+文字のものだけではない
- 「記録」「資料」: 何でもありの概念ではない
- 「手稿」「写本」(manuscript): 下位概念?

4

## アーカイブズ記述とは 用語法

- 記述(description)
  - 図書館界:「記述」+「標目等」=「記入」
  - アーカイブズ界:  
「記述」=資料についての情報を分析・組織化・記録するプロセスの総称
- 目録(catalog, cataloging)
  - 図書館界の目録法との違いを強調すべく、近年はあまり使わない

5

## アーカイブズ記述とは アーカイブズ記述の主な特徴

- 基本的な記述単位は個別資料ではなく集合体
  - 記録を生成した団体や人物、組織や業務ごと一括した単位が合理的(例:A社文書、B首相文書、C事業資料)
  - 量が膨大すぎて一点単位の記述は困難(特に近現代資料)
- 資料自体からは得られないメタデータが多い
  - 不特定多数への公開や長期保存を前提に作られていない
  - アーキビストによる分析・解釈・詳しい叙述が必要となる
- 資料が作成・管理された背景の記述が重要
  - 過去の組織・業務の内実を知らなければ、そこで作成された資料の的確な理解・検索は困難

6

DACS制定の経緯  
AACR2への反応

- AACR2におけるアーカイブズ
  - 「特に専門家や記録文書中心の図書館(specialist and archival libraries)を目的としたものではないが、本規則を目録作業の基礎として用い、必要に応じて独自の規定をこれに加えることを勧める」(一般的序論)
- 「第4章 手稿(手稿集を含む)」はアーカイブズ界で受け入れられず
  - 「あらゆる種類の資料に統一的で一貫した構造による書誌的記述を強制しようとしている点で、ほぼ全ての非図書資料(特にアーカイブズと手稿)の基本的性質について恐るべき無視をしているといわざるをえなかった」(Hensen)[5]

7

DACS制定の経緯  
APPMの制定

- Archives, Personal Papers and Manuscripts: a cataloging manual for archival repositories, historical societies and manuscript libraries (APPM)[6]
  - 1983年、LCのHensen編により刊行
  - AACR2の構成・内容を援用
  - 集散的記述、記述の階層レベルなどのアーカイブズ学的考え方を導入
  - 主に注記のエリアで独自の記述要素を組み込む
  - 第2版はSAA公認の標準となる

8

DACS制定の経緯  
国際的な動向

- 他国での標準的記述規則の制定
  - 英国: MAD(1986年)
  - カナダ: RAD(1990年-)
- 国際標準ISAD(G)等の制定
  - General International Standard Archival Description[7][8]
  - 1994年、国際アーカイブズ評議会(ICA)による
  - アーカイブズ記述の一般原則と記述要素を概説

9

DACS制定の経緯  
DACCSの制定

- 背景
  - APPMとカナダのRADの改訂の必要性
  - 国際標準の制定(1994年)
  - EADの開発(1998年)
- 米国・カナダ共通の記述規則策定の動き
  - 2002年 両国の代表による「原則の覚書」
  - 結局は各国がそれぞれ進めることに
  - 2004年 DACS初版発表
  - 2008年には、米国のアーキビストの86%が利用・参照(AACR2については65%)[9]

10

DACSの構成  
全体の構成

- AACR2との主な類似点(表1)
  - 第I部で資料自体の記述を扱う
  - 個人名・地名・団体名の形について規定
- AACR2との主な相違点
  - 8項目からなる「原則の覚書」を収録
  - 第I部は記述要素の種類(エリア)ごとの章立て
  - 第III部「名称の形」とは別に第II部「作成者の記述」を設ける

11

DACSの構成  
対象メディア

- 各種メディアに特化した規則は設けず
  - 「そのような資料の記述のための標準は、図書館界やアーカイブズ界の他のグループによって作成・維持されており、それらの規則を再構築し、それにとって代わろうとするのは厚かましく、また維持が困難である。そのような専門的規則が必要なアーキビストは、付録Bに挙げた特定メディアのための標準類を参照されたい」(Preface)
- 参考:カナダのRADの対象メディア[10]
  - 文字、画像、地図、建築・技術図面、動画、録音、電子、マイクロ、実物、切手等

12

## DACCSの構成

**他の標準との関係**

- 他の標準の存在を前提としている
  - 付録Bで特定メディア用の記述標準を列挙
  - 付録Cで他の記述標準とのcrosswalkを示す
  - 例:「正式タイトルを記入する場合、AACR2の適切な章(中略)または付録Bにある、多様な資料のための特別の標準類に記された所定の情報源から情報を転記する。正式タイトルを転記するための規則はここでは示さない」(2.3.2)

13

## DACCSの記述要素

**第I部の構成**

- 25の記述要素を7種類(エリア)に区分
  2. 識別に関する要素
  3. 内容と構造に関する要素
  4. アクセスと利用条件に関する要素
  5. 収集と評価選別に関する要素
  6. 関連資料に関する要素
  7. 注記に関する要素
  8. 記述の制御に関する要素
- 資料の検索だけでなく理解をも支援する情報を提供

14

## DACCSの記述要素

**AACR2、ISAD(G)との比較**

- AACR2と明らかに対応するのは4要素のみ(表2)
  - 2.3 タイトル(Title)
  - 2.4 日付(Date)
  - 2.5 数量(Extent)
  - 7. 注記に関する要素(Note Elements)  
→これらのうちの3要素をAACR2と比較
- ISAD(G)とはほとんどの要素が対応(表3)

15

## DACCSの個別規定

**タイトル: AACR2の場合**

- 転記の原則
  - 「本タイトルは、言葉づかい、語順、つづり字を正確に転記する」(1.1B1)
- 補記タイトル(supplied title)
  - 記者が補記タイトルを作り出すのは、「規定の主情報源、またはその代替物がない記述対象」や、「いかなる情報源にもタイトルが見つからない場合」のみに限定
  - 「このような補充したタイトルや、作り出したタイトルは角がっこに入れる」(1.1B7)

16

## DACCSの個別規定

**タイトル: DACCSの場合**

- 「通常、アーキビストはアーカイブズ資料に補記タイトルを付与する」(2.3)
- 補記タイトルは「名称を表す語+記述単位の性質を表す語」という形が一般的
- 名称を表す語(name segment)
  - 「資料の作成・収集・蓄積・維持を主に担った個人・家・団体の名称」(2.3.4)
  - 一般的に知られている形式で名称を記入するのが原則

17

## DACCSの個別規定

**タイトル: DACCSの場合**

- 記述単位の性質(nature of the archival unit)(2.3.18)
  - 政府機関または民間団体(企業やクラブなど)が作成・収集・蓄積・維持・利用した資料→records  
例: British American Tobacco Company records
  - 個人または家が作成・収集・蓄積・維持・利用した資料→papers 例: Semans family papers
  - 意図的に収集されたコレクション→collection
- 「補記タイトルを角がっこで囲むことはしない」(2.3.3)
  - 「アーカイブズ資料の記述における情報の大部分はアーキビストが補記するものという前提」(Kiesling)[11]

18

DACSの個別規定  
**日付: AACR2の場合**

---

- 推定の日付は角がっこに入れ、以下のように記載(1.4F7)
  - 「およそ1960年」の場合→ 例:[ca. 1960]
  - 「1970年代であることは確実」の場合→ 例:[197-]
  - 「1971年か1972年のいずれか」の場合→  
例:[1971 or 1972]
- 2以上の日付が出ている場合:最初と最後の日付(1.4F8) 例:1968-1973

---

19

DACSの個別規定  
**日付: DACSの場合**

---

- 上記の例の場合(2.4.15)
  - 「およそ1960年」の場合→ 例:approximately 1960
  - 「1970年代であることは確実」の場合→ 例:1970s
  - 「1971年か1972年のいずれか」の場合→  
例:1971 or 1972
- 角がっこを用いず、「ca.」のような略語も使用しない
  - 「略語は全ての利用者が理解できない可能性があるため」(2.4.12の注31)

---

20

DACSの個別規定  
**日付: DACSの場合**

---

- 期間(date range)に関する規定が豊富
  - 全期間(inclusive dates): 記述対象の最初-最後(2.4.7)→ 例:1849-1851
  - 主な期間(bulk dates): 大部分の記述対象の最初-最後(2.4.10)→ 例:1785-1960, bulk 1916-1958  
例:1827, 1952-1978(著しい隔たりを含む場合)
- 個別資料ではなく、複数年・長期間にわたる集合体の記述が基本であることを反映している

---

21

DACSの個別規定  
**数量: AACR2の場合**

---

- 特定資料表示
  - 「記述対象資料の物的単位の数量をまず記録し、そのあとに以下の章に詳述する特定資料表示を記録する」(1.5B1)
  - 「数値+数値の種類を表す語」
  - 例:第7章「映画およびビデオ録画」の特定資料表示(7.5B1)

film cartridge	videocartridge
film cassette	videocassette
film loop	videodisc
film reel	videoreel

---

22

DACSの個別規定  
**数量: DACSの場合**

---

- 「数値+数値の種類を表す語」の組み合わせで構成されるとする点ではAACR2と共通
- 特定資料表示の規定はない
  - 「平方・立方フィート、アイテムの数、容器・入れ物の数として記入する」(2.5.4)
  - 例:45 linear feet, 16 boxes
  - 「特定のメディアや個々のアイテムをより詳細に記述する必要がある場合は、AACR2(中略)の規則を参照する」(2.5)

---

23

まとめ  
**DACSの主な特徴**

---

- 「原則の覚書」を収録
- AACR2よりもISAD(G)の記述要素と対応
- タイトルについては記述担当者による補記が前提
- 日付については複数年(期間)の記述が前提

---

24

まとめ  
**DACSの主な特徴**

---

- 転記よりも補記
  - 記述対象やその出所について、記述担当者がある程度深く分析・理解し、専門的な立場から判断を下す必要がある
  - 転記が中心ではなく、分析力や主体性をもって記述データを生成していく仕事である
- APPMやRADよりもAACR2との差異が大きい
  - 「AACRに示される書誌的モデルと決別し、ある程度はAPPMに則って、さらに徹底的にアーカイブ的な記述の方法論を反映」(Preface)させている

---

25

まとめ  
**米国における図書館界との親密さ**

---

- 背景
  - アーカイブズが図書館の一部門の場合も多い(特に大学)
  - アーキビスト教育課程の48%が図書館情報学or情報学専攻に所属[12]
  - アーキビストの39%がMLS/MLISの修士号もつ[13]
- AACR2に依拠する主なメリット
  - 図書館界の資源を援用しやすくなる(システム、インフラ等)
  - 図書館界の検索システム(書誌ユーティリティ等)に参加しやすくなり、資料の利用促進につながる
- 特に第III部「名称の形」はAACR2と酷似

---

26

まとめ  
**日本のアーカイブズ記述規則**

---

- NCR1987第11章「非刊行物」第1次案の発表
  - 1989年「文書階層」の概念を組み込むなど一定の配慮
- 図書館界からの批判: 時期尚早[14]
  - 関係者の間で標準化に関する議論が十分ではない
  - アーカイブズ記述の国際的な原則・方法が浸透していない
- NCR1987R第3章「書写資料」: 写本、手稿が中心[15]
  - 「文書・記録類の整理については(中略)図書館・史料館における整理の基準を参考とする」(3.0): 実質的に対象外

---

27

まとめ  
**日本への示唆**

---

- その後もアーカイブズ独自の整理・記述法の標準化は進まず
  - 図書中心の目録法に組み込まれることへの伝統的な警戒感
  - 20年前から状況はあまり変わらず  
 「図書館の目録記述と文書館の目録記述の間では、従来目的論的、方法論的な相違点が強調されることはあっても、共通する方法、システム、標準化について語られることがあまりに少なかった」(永田ら)[16]

---

28

まとめ  
**日本への示唆**

---

- 実際
  - アーカイブズ資料を所蔵する図書館は多い
  - 図書館員がアーカイブズ担当になる可能性も高い
- アーキビストとして図書館界から学びたいこと
  - 目録規則の標準化と普及に至る過程
  - 諸外国の規則と日本独自の規則の関係

---

29

**ありがとうございました。**

---

- 国文学研究資料館名誉教授の安澤秀一氏からは、研究素材の入手・翻訳をはじめ様々な面でご支援・ご教示をいただいた。
- 本研究は、科学研究費補助金(若手研究(B))「アーカイブズ」の特性を反映した記述規則の開発に向けた研究」(研究代表者: 坂口貴弘、課題番号20700232)の助成による研究の一部である。[17]

坂口 貴弘

Daily Searchivist <<http://d.hatena.ne.jp/searchivist/>>  
 e-mail: [dailysearchivist@ybb.ne.jp](mailto:dailysearchivist@ybb.ne.jp)

---

30